

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
雇用労政課	労働相談ホットライン業務	令和 6 年 3 月 28 日	札幌市中央区南 4 条西 1 1 丁目 北海道社会保険 労 務 士 会 会長 東海林 薫	4,450,000 円	労働相談ホットライン業務については、過去の事案や相談事例の蓄積に基づき豊富な経験と実績のある専門家が公正・公平な立場から適切なアドバイスを行うものであり、相談内容によっては「あっせん」への引継ぎも必要となることや、国、北海道、受託業者が連携し迅速な対応が必要である。これらの条件を満たす者は北海道社会保険労務士会以外にはなく、代替性がない。 令和 6 年 3 月 11 日に開催された経済部入札参加者指名選考委員会において審議され、承認された。 (契約根拠) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号 北海道財務規則第 6 章運用方針第 3 節 (随意契約) 関係 1 の (2)	

- 注 1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
 - 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
 - 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成 6 年条例第 2 号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
 - 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
 - 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。